

報告第1号

風連町・名寄市合併協議会設置に至る経緯について

風連町・名寄市合併協議会設置に至る経緯について、別紙のとおり報告する。

平成16年4月16日提出

風連町・名寄市合併協議会  
会長 島 多 慶 志

風連町・名寄市合併協議会設置に至る経緯について

年 月 日	内 容
平成14年 9月	北海道の案で「名寄・風連・下川」、「美深・音威子府・中川」の3自治体それぞれに研究会を作る
平成14年11月	西尾私案で小規模自治体の権限縮小案が示される 自民党プロジェクトチームにより基礎的自治体1万人が提唱される
平成15年 6月30日	名寄市を除く5町村で任意協議会を設置する
平成15年 9月30日	名寄市が任意協議会へ参加
平成15年11月	1万人枠があくまでも目安と発表される
平成15年12月	6市町村で共通の検討資料を作成し、住民説明会を行う
平成16年 1月22日	上川北部6市町村任意合併協議会が解散
平成16年 1月26日	名寄市が風連町と下川町に合併の協議を申し入れる
平成16年 3月 3日	風連町と名寄市は、合併協議に同意
平成16年 3月 8日	下川町は、住民アンケートなどの結果を受けて合併協議に加わらないことを決定
平成16年 3月10日	基本方針を持ち寄って第1回風連町・名寄市合併検討委員会（各7名）で協議を行う
平成16年 3月15日	第2回風連町・名寄市合併検討委員会
平成16年 3月18日	「双方に地域自治組織を設け、その制度はそれぞれが選択する」として両首長の協議が整う
平成16年 3月20日	第3回風連町・名寄市合併検討委員会で協議会設置に向けた基本的考え方を全会一致で合意
平成16年 3月22日 ～ 27日	住民説明会を開催
平成16年 3月30日	両市町臨時議会において、合併協議会設置を全会一致で可決
平成16年 3月31日	北海道知事に「風連町・名寄市合併協議会」の設置を届出

## 風連町・名寄市合併協議会設置に向けた基本的考え方

記

天塩川に沿って発展してきたこの地域は、開拓の鍬が入って100有余年の歴史を積み重ね、相互に連携を持ちながら、それぞれ特色あるまちづくりをすすめてきた。

しかし、近年の少子・高齢化の進展や歯止めのかからない人口の減少により、これまで築いてきたまちづくりも大きな転換期を迎えている。加えて地方分権の時代に入り、地域自らが決め、自ら実行することが求められている。

一方、自治体の財政は国の財政悪化から、歳入の大部分を占める地方交付税が大幅に削減され、危機的状況に直面している。このような状況の中で、地域が持続的に発展し、住民が安心して暮らしていくために、財政基盤の確立と行政の円滑な運営が必要とされる。

先の上川北部6市町村任意合併協議会は、市町村合併の必要性を認めながらも解散に至った。そこで、北海道が示した合併パターンに基づき、広域行政研究会を組織した経緯のある風連町、下川町及び名寄市は、改めて合併について協議をしたが、下川町は現行法期限内では合併しない自立の道を選択した。

こうした経過を踏まえ、日常生活圏を共にしている風連町と名寄市は、合併の効果を求め、早急に協議会を設置する必要があるとの判断に至った。

風連町と名寄市は、互いに対等の立場で協議を積み重ね、合併により地域の自治が失われたり、さびれたりしない仕組み・制度を取り入れ、双方の資源を有効に活用して、いきいきとした新しいまちを目指す。

ここに法定協議会に臨む基本的な考え方を確認する。

平成16年 3月20日

風連町長 柿川 弘

名寄市長 島 多慶志

- 1 合併の方式は、新設(対等)合併とすること
- 2 現行合併特例法期限内の平成17年3月末までに議決し、平成18年3月までに合併すること
- 3 新市の名称は、法定協議会で協議すること
- 4 新市の事務所の位置は法定協議会で協議すること
- 5 議会議員の選挙は、旧自治体ごとの選挙区制度とすること
- 6 双方に地域自治組織を設け、その制度はそれぞれが選択するものとする  
合併特例区(法人格のあるもの)、地域自治区(合併特例法によるもの)、地域自治区(地方自治法によるもの)
- 7 均衡のとれた新市建設計画を策定し、計画に沿った予算を編成すること。また、地域の特性を活かす予算措置を行うこと